

# 平成26年第14回教育委員会

## 臨時会会議録

平成26年11月7日

東久留米市教育委員会

## 平成26年第14回教育委員会臨時会

平成26年11月7日午後1時開会  
市役所6階 教育長室

- 議題 (1) 会議録署名委員の指名  
(2) 東久留米市立生涯学習センター指定管理者の指定依頼について  
(3) 平成26年度東久留米市一般会計(教育費)12月補正予算(案)について
- 

### 出席委員(4人)

委員 長	尾 関 謙一郎
委員長第一職務代理者	矢 部 晶 代
委員長第二職務代理者	松 本 誠 一
委 員	名 取 はにわ
教 育 長	直 原 裕

※名取委員は途中から退席した。

※松本委員は再開後から出席したため、会議冒頭では欠席となっている。

---

### 東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	東 淳 治
指 導 室 長	加 納 一 好
総 務 課 長	林 幸 雄
生 涯 学 習 課 長	市 澤 信 明

---

### 事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

---

傍聴者 なし

## ◎開会及び開議の宣告

(開会 午後1時)

- 尾関委員長 これより平成26年第14回教育委員会臨時会を開会します。本日は松本委員が欠席ですが定足数を満たしており、会議は成立しています。直ちに本日の会議を開きます。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めています。本日の会議ですが、第五小学校の記念式典が開催されるため、一旦、暫時休憩を取り、お戻りいただいてから再開したいと思います。

---

## ◎会議録署名委員の指名

- 尾関委員長 日程第1、「会議録署名委員の指名」について。本日の署名委員を指名します。5番の矢部委員をお願いします。
- 矢部第一職務代理者 はい。

---

## ◎会議の進め方

- 尾関委員長 日程第2に入る前に議案の追加について説明をお願いします。
- 林総務課長 「議案第76号 平成26年度東久留米市一般会計(教育費)12月補正予算(案)について」追加したく、よろしく願いいたします。
- 尾関委員長 ただ今、補正予算案の議案第76号を追加したいとの説明がありましたが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、お手元に配布している新しい日程により進めさせていただきます。

---

## ◎傍聴について

- 尾関委員長 傍聴者はいらっしゃいますか
- 鳥越係長 いらっしゃいません。
- 尾関委員長 おいでになりましたらお入りいただきます。

---

## ◎議案第75号の上程、説明、質疑、採決について

- 尾関委員長 日程第2、「議案第75号 東久留米市立生涯学習センター指定管理者の指定依頼について」を議題にします。教育長から提案理由の説明をお願いします。
- 直原教育長 「議案第75号 東久留米市立生涯学習センター指定管理者の指定依頼について」、上記議案を提出する。平成26年11月7日提出、東久留米市教育委員会、教育長、直原裕。指定管理者を指定する施設は東久留米市立生涯学習センターで、指定管理者及び指定期間を表記のとおり定めるため、平成26年第4回市議会定例会付議案件として提出する必要があるためです。詳細については教育部長、生涯学習課長から説明します。
- 東教育部長 市立生涯学習センターの指定管理者を指定するに当たっては地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定するに当たってはあらかじめ議会の議決を経る必要があり、教育委員会の承認を経て、市長が提案することになります。
- 生涯学習課長 資料の「東久留米市生涯学習センター指定管理者選定委員会選定結果報告書」をご覧ください。経緯ですが、東久留米市立生涯学習センターの指定管理者の指定期間

満了に当たり、東久留米市指定管理者選定委員会は、応募者から提出された応募書類の内容審査やプレゼンテーションを行いました。審査が終わり指定候補が選定され、選定結果が報告されました。選定委員会の委員長は永田副市長、委員は企画経営室長、行政管理担当部長、財務部長、教育部長です。選定の経過ですが、6月20日に第1回指定管理者選定委員会が開催され、以降、8月20日に第2回、8月27日に第3回、9月25日に第4回、10月20日に第5回が開催されています。選定結果については前回の定例会で報告していますが、優先交渉権者はJN共同事業体、第2位YM共同事業体になりました。

○尾関委員長 これより質疑に入ります。何か伺うことはありますか。

○名取委員 意見になりますが、前回到事業者を得点で比較した詳細な資料を見ているので、私もこの事業者でよろしいと思います。

○尾関委員長 各委員はいかがですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは質疑を終了します。特に意見交換をしておく必要がなければ討論を終了し、採決に入ります。「議案第75号 東久留米市立生涯学習センター指定管理者の指定依頼について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であり、よって、議案第75号は承認することに決しました。

ここで暫時休憩します。

(午後1時16分 暫時休憩)

(午後3時48分 再開)

---

#### ◎議案第76号の上程、説明、質疑、採決について

○尾関委員長 休憩を閉じて再開します。名取委員は退席されました。ここから松本委員が出席されます。日程第3、「議案第76号 平成26年度東久留米市一般会計(教育費)12月補正予算(案)について」を議題とします。教育長から提案理由の説明を求めます。

○直原教育長 「議案第76号 平成26年度東久留米市一般会計(教育費)12月補正予算(案)について」、上記議案を提出する。平成26年11月7日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。詳細については担当課長から説明します。

○総務課長 1件目は「源泉徴収に係る所得税相当額返還金の歳入」を行うものです。1枚おめくりください。12月補正を行う理由ですが、測量士、建築士及び土地家屋調査士等については所得税法第204条第1項第2号により報酬料金等の支払を受ける物が個人である場合には所得税の源泉徴収をしなければならないところ、平成24年度及び平成25年度に委託契約により支払った測量及び設計委託料に徴収漏れがあり、源泉徴収義務者として市が納付する額のうち、所得税相当額を返還金として歳入するためです。なお、本来、予算は千円単位で計上しますが、ここでは源泉徴収立替金388,361円、延滞税及び不納付加算税33,755円の合計422,116円として計上します。本来は教育費として予算計上するものですが、全庁的にかかわるものであるため会計管理費になっています。

続いて、8月22日付で企画経営室総務課長から出ている「所得税の源泉徴収等の見直し

について（通知）」をご覧ください。「東村山税務署長より、所得税の源泉徴収制度、特に測量士や建築士などに対する支払いに係る源泉徴収や復興特別所得税の源泉徴収について、全国的に徴収漏れの事例が見られることから、遺漏なく取り扱うよう行政指導があった」とあります。これにより各課に調査依頼があり、総務課で調査したところ、測量士や建築士などに対する支払いに係る源泉徴収をする手続きを取っていなかったことが判明しました。

○市澤生涯学習課長 生涯学習からは2件あります。1件目は、市立生涯学習センター指定管理委託の債務負担行為を設定するものです。期間は平成26年度から31年度までの6年間、金額は消費税8%と10%の場合を示していますが、財政課と協議し、予算額は8%で計上することになりました。設定する理由ですが、1枚おめくりいただき、平成22年12月28日付総務省自治行政局長からの「指定管理者制度の運用について」をご覧ください。8項目にある「指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること」とあることによるものです。

2件目は、2020年東京オリンピック・パラリンピック気運醸成事業委託費です。今年が1964年東京オリンピック・パラリンピックの開催から50周年目の節目であり、2020年東京大会開催へ向けての気運醸成を高めることを目的に各市が事業を行うよう、市長会が各市に助成金を交付することになったためです。なお、本市で事業を行う日程は12月7日を予定しています。事業の事前周知や契約準備作業があるため、市議会初日の専決処分による予算決定をしていただく予定です。事業の委託金は68万6,000円で、東京ドームスポーツに委託して行います。

事業の詳細については別紙「2020年東京オリンピック・パラリンピック気運醸成事業」をご覧ください。12月7日（日）の午前10時～午後4時、東京ドームスポーツセンター（東京ドームスポーツセンター東久留米）において行います。第1部は「オリンピックを目指すアスリートとコーチによるプールレッスン」を、第2部では「1964年東京オリンピックメダリストによる講演」を予定しています。また、本市在住でパラリンピックメダリストの小山恭輔さんのパネルやメダルの展示、さらに、将来、オリンピックに出場するかもしれない、東久留米ハンドボールクラブの選手たちのパネル展示を行います。

○尾関委員長 これより質疑に入ります。何か伺うことはありますか。

○松本第二職務代理者 源泉徴収の件で伺います。このような手続きを取るということは、所得税法が改正されるなど、何か制度が変わったのですか。

○林総務課長 制度は変わりません。先ほど企画経営室からの通知にもありましたが、全庁的に、これまで「委託料」として支払っていた中に測量士、建築士等個人へ報酬等が含まれていた場合は所得税の源泉徴収を行わなければならないのですが、それが行われていないものがあつたためです。

○松本第二職務代理者 平成24年度と25年度を調査したとありますが、それ以外は適切に行われていたのですか。

○林総務課長 所得税法が改正され、更正の請求ができる期間は法定申告期限から原則として5年間に延長されています。そのため、平成22年から26年8月までの期間を調査しましたが、これ以外には該当するものはありませんでした。

○松本第二職務代理者 債務負担行為の設定期間について伺います。指定管理期間は平成27

年度から31年度までの5年間ですが、26年度から設定されているのはなぜですか。

○市澤生涯学習課長 債務負担行為は該当する計画や事業が始まる1年前から設定することになっているためです。

○矢部第一職務代理者 気運醸成事業について伺います。期間があまりありませんが、周知はどのように行うのですか。

○市澤生涯学習課長 議会初日に専決処分で承認されましたら、すぐにチラシやポスター、ホームページによる周知を行います。残念ながら広報への掲載は間に合いません。今月の副校長会では事前に周知する予定です。

○矢部第一職務代理者 参加者が少ないと意味がありませんから、とにかく周知期間が短くても多くの方が参加できるように、周知方法を工夫するなどお願いします。

○尾関委員長 これで質疑を終わります。特に意見交換をしておく必要がなければ討論を省略し、採決に入ります。「議案第76号 平成26年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であり、よって、議案第76号は承認することに決しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○尾関委員長 以上で平成26年第14回教育委員会臨時会を閉会します

(閉会 午後4時)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年11月7日

委員長 尾関 謙一郎（自 書）

署名委員 矢 部 晶 代（自 書）